

提言書

－適正な下水道使用料の在り方について－

令和7年11月

岩国市公共下水道等使用料検討委員会

目次

1. 提言にあたって	1
2. 下水道事業の現状	1
3. 下水道事業の課題	2
4. 委員会としての提言	3
5. 付帯意見	5
6. 参考資料	6

1. 提言にあたって

下水道は、汚水処理の面では市民の生活環境の維持と公共用水域の水質保全、雨水処理の面では浸水対策などの防災面に寄与する重要な公共施設であり、安全で快適なサービスを持続的かつ安定的に提供することが求められている。また、事業運営の面では、下水道事業に伴う収入によって汚水処理に係る費用を賄い、自立性をもって事業を継続する「独立採算制の原則」が適用される。

本市の汚水処理人口普及率は令和6年度末現在で80.9%と全国平均93.7%を下回っており、早期に汚水処理施設の整備が求められている。一方で、近年は人口や使用水量の減少に伴い収入が減少する中、施設の老朽化対応や物価上昇によるコスト増が避けられず、事業運営は一層厳しさを増している。

特に下水道使用料収入は事業運営の柱であり、人口減少等に伴う使用料収入の減少は安定した運営に影響を及ぼす喫緊の課題となっている。

また、国においても、下水道事業の経営健全化サイクルを推進するため、下水道使用料改定等の取り組みを補助金の交付要件としている。

岩国市公共下水道等使用料検討委員会（以下、「本委員会」という。）では、こうした現状を踏まえ、公共下水道事業等の健全な経営及び安心して安全な公共下水道等を維持していくための適正な使用料の在り方について計3回の検討を行い、その結果を次のとおり取りまとめた。

2. 下水道事業の現状

市の下水道は、1951年（昭和26年）に事業着手し、これまで1,410haの整備が行われているが、下水道普及率は令和6年度末現在38.4%と全国平均81.8%を大きく下回っている。

令和6年度末現在で供用開始から74年が経過し、人口が集中する岩国地区、錦見地区、門前・牛野谷地区、平田川右岸にある南岩国地区を含め未整備面積は1,145haに及び、整備完了まで約83年を要する見込みである。

3. 下水道事業の課題

3-1.下水道使用料収入の減少

本市の人口は、平成18年の合併以降、毎年度概ね1%の減少を続けており、国立社会保障・人口問題研究所の推計でも減少が続くものと見込まれている。

下水道施設の新規整備に伴う接続が期待できるものの、人口減少による下水道使用料収入の減少傾向は今後も続くものと見込まれる。

3-2.新規整備に時間とコストを要する

本市は、これまで全体計画区域の約55.2%の整備を進めている。令和4年度に「岩国市汚水処理施設整備構想」を策定し、下水道整備計画の見直しを行った。見直しによって、従来の計画から事業費を448億円削減し、事業期間を47年間短縮したものの、整備完了には、令和6年度末現在で約83年を要する見通しである。

また、既存施設の老朽化対策も求められており、新規整備に伴う借入の返済など、長期的に多額のコスト増が見込まれる。

3-3.一般会計に依存した経営

下水道事業の経費の負担原則は、雨水に係る経費は公費（一般会計繰入金等）で、污水に係る経費は一部を除き下水道使用者の私費で負担するものとされている。

一般会計繰入金は、総務省が示す繰出基準に基づく「基準内繰入金」と、赤字補填や資金不足など事業運営上の必要性から繰り出される「基準外繰入金」とがある。

下水道事業の令和6年度決算における一般会計からの繰入金は約19.2億円であり、そのうち約4.6億円が基準外繰入金であった。基準外繰入金は、独立採算制という経営原則から逸脱するのみならず、一般会計における福祉や教育、防災など他の行政サービスの財源を圧迫する要因となっている。

これらの課題に対応するため、これまでに引き続き経費削減に努めるとともに、事業運営の柱である下水道使用料体系の見直しが必要である。

4. 委員会としての提言

■提言1：下水道使用料改定の要否

令和6年度の本市下水道事業の経費回収率は74.4%であり、使用料収入によって汚水処理に係る費用を賄っていない。使用料収入の不足部分は基準外繰入金により一般会計が負担して事業運営は成り立っているものの、独立採算制の観点や一般会計側の財源の圧迫を考慮すると好ましくない状況にある。したがって、下水道使用料の改定は避けられないものである。

ただし、下水道使用料の改定にあたっては、市民生活への影響や地域経済を支える大口使用者への影響を考慮し、過度な負担とならないよう十分な配慮が必要である。

■提言2：改定率について

18%

令和8年度から令和12年度までの収支計画において、想定される汚水処理費用約50.2億円に対して、下水道使用料は約40.7億円であり、不足額約9.5億円は一般会計繰入金で賄う状況が続くものと見込まれる。収支計画に基づく汚水処理費用を賄うためには、下水道使用料を約23.4%改定する必要がある。

しかし、急激な負担増が市民生活に及ぼす影響を考慮し、経費回収率や基準外繰入金の削減額等を総合的に勘案した結果、平均改定率18%が妥当であるという結論に至った。

■提言3：基本水量制について

現行の下水道使用料体系では、一定水量（本市では10^m）までは定額料金とする「基本水量制」を採用している。これは、一定水量の使用を促進することで、公衆衛生の維持と生活の安定を図ることを目的として導入された時代背景がある。

しかし、核家族化や一人世帯の増加により、基本水量に満たない使用者が増加している。このため、基本水量の範囲内であれば使用水量に関わらず使用料が一定の現行制度は、使用者に不公平感を抱かせる懸念がある。

全国的にも基本水量の廃止や引き下げが進んでおり、本市においても下水道使用料の激変を避けつつ、段階的に基本水量の引き下げを行うことが妥当である。

■提言4：下水道使用料体系案

上記の1～3の提言を基とした下水道使用料体系案は次頁のとおりである。

○使用料体系案（1カ月 税込）

基本水量	基本使用料	超過水量	超過使用料
5 m ³ まで	1,672 円	6 m ³ ~ 10 m ³	22 円
		11 m ³ ~ 20 m ³	198 円
		21 m ³ ~ 50 m ³	209 円
		51 m ³ ~ 100 m ³	231 円
		101 m ³ ~ 1,000 m ³	242 円
		1,001 m ³ ~ 5,000 m ³	253 円
		5,001 m ³ ~	308 円

【参考】現行使用料体系（1カ月 税込）

基本水量	基本使用料	超過水量	超過使用料
10 m ³ まで	1,485 円	11 m ³ ~ 20 m ³	165 円
		21 m ³ ~ 50 m ³	176 円
		51 m ³ ~ 100 m ³	198 円
		101 m ³ ~ 1,000 m ³	209 円
		1,001 m ³ ~ 5,000 m ³	220 円
		5,001 m ³ ~	275 円

5. 付帯意見

5-1. 公共下水道の整備

本市では令和4年4月に「岩国市汚水処理施設整備構想」を策定し、下水道整備計画の見直しを行った。その結果、事業費で448億円、事業期間で47年間の削減を図り、事業の効率化と経営基盤の強化に向けた取り組みを実施している。

ただし、見直しを行った令和4年度時点においても残事業費は819億円、残事業期間は86年間と、長期間にわたる多額の事業費が見込まれている。今後も効率的な整備の在り方について、適宜検討・見直しに努められたい。

5-2. 公共下水道の普及促進

本市における公共下水道整備済区域内の水洗化率は、令和6年度末時点で91.6%であり、山口県内平均95.6%を下回っているため、今後は未接続世帯に対して下水道への接続を促し、山口県内平均95.6%を目標に水洗化率の向上に努められたい。

5-3. 経営の合理化

下水道使用料の改定は、市民生活等への影響が大きく負担増を伴うものであることから、さらなる経営合理化による事業費の縮減および下水道使用料改定以外の収入の確保に努められたい。

最後に、下水道事業は、生活環境の保全や公共用水域の水質保全など、地域社会の健全な発展に欠くことのできない重要な事業である。

しかしながら、人口減少や水需要の減少、さらには物価高騰など、社会経済情勢の変化により、下水道事業を取り巻く経営環境は一層厳しさを増している。

本市の下水道事業が、市民および事業者の理解のもと、公営企業として不断の経営努力を惜しまず、健全かつ効率的な事業運営を確立することを強く求める。あわせて、将来にわたり、安全で快適な下水道サービスを持続的かつ安定的に提供し、公共の福祉に資することを期待するものである。

本委員会の提言を参考に、十分に検討を行ったうえで、関係者との合意形成を図り、事業の推進に努められたい。

岩国市公共下水道等使用料検討委員会 委員長

伊藤 敏子

構成員

学識経験者 1名

団体の代表者 13名

6. 参考資料

■参考資料1：岩国市公共下水道等使用料検討委員会検討経過

委員会開催日		検討事項等
第1回	令和7年8月27日	1.岩国市下水道事業の概要 2.岩国市下水道事業の経営成績 3.岩国市下水道事業の課題 4.下水道事業の費用負担の原則 5.公共下水道収支計画 6.現行の使用料体系 7.山口県内の使用料体系比較
第2回	令和7年9月30日	1.第1回検討委員会の振り返り 2.使用料算定の流れ 2-1.使用料算定期間 2-2.原価(費用)の算定 2-3.下水道使用料体系の検討 3.改定率の検討 4.基本水量制について 5.改定案の検討
第3回	令和7年10月31日	1.第2回検討委員会の振り返り 2.改定案の検討 3.提言書(案)について
	令和7年11月12日	提言書の提出